

令和5年度京都丹波高原国定公園パンフレット  
及び総合案内図標識多言語化業務委託仕様書

第1 目的

京都丹波高原国定公園の魅力・情報を分かりやすく効果的に発信する広報活動の一環として、京都丹波高原国定公園パンフレット及び総合案内図標識の多言語解説文を作成する。

日本の歴史的背景を知らない外国人が読む際に、観光資源の魅力がわかりやすく伝わるよう外国人旅行者の目線に立って解説文を作成すること。

第2 業務内容等

1 業務の名称

令和5年度京都丹波高原国定公園パンフレット及び総合案内図標識多言語化業務

2 仕様

(1) 以下の仕様のパンフレット1冊における多言語解説文を作成すること。

①本文：12ページ程度

②仕上寸法：A4サイズ

③刷色：両面カラー印刷

④製本：中綴じ

⑤多言語解説文の対象となる日本語は、5,000文字～6,000文字程度を想定

(2) 以下の仕様の総合案内図標識2基における多言語解説文を作成すること。

①別添総合案内図標識と同規格とする。

3 業務内容等

(1) 業務内容

京都府が作成する京都丹波高原国定公園パンフレット及び総合案内図標識の多言語解説文の作成を行う。多言語解説文は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語とする。

（作成した多言語解説文のうち、英語については京都丹波高原国定公園パンフレット及び総合案内図標識自体に掲載、中国語（簡体字・繁体字）・韓国語については、パンフレット及び総合案内図標識上にQRコードを記載し、京都府が指定するURLのホームページにて掲載予定）

(2) 成果物

① 業務完了報告書

② 作成した多言語解説文の再編集可能なデータ

③ ①及び②のデータを収録したCD-R又はDVD-R

(3) 納入期限

令和6年1月31日（水）

(4) 納品場所

京都府総合政策環境部自然環境保全課

### 第3 留意事項

#### 1 一般事項

- (1) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は必要に応じ受託者に随時貸与する。  
なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、京都府の指示に従うこと。
- (3) 受託者が業務を遂行する上で必要な取材対象者（地元の関係者、パンフレット受託業者、関係市町職員）等については、京都府が調整を行うこととする。
- (4) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

#### 2 業務体制

- (1) あらかじめ京都府と調整したスケジュールで行うこと。
- (2) 英語解説文作成については、令和4年度の観光庁多言語事業専門人材リストに登録されているライター/エディターが実施すること。

#### 3 個別事項

- (1) 英文作文については、観光庁多言語事業で作成されている以下の指針等を参照して実施すること。
  - ①地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル
  - ②地域観光資源の英語解説文作成のための用語集
  - ③地域観光資源の英語解説文事例集
  - ④用語集・事例集データベースなお、現地取材は4日を目安とする。
- (2) 校正・確認、納品
  - ①校正は原則1回以上行うものとする。
  - ②校正作業は、京都府が校了と判断するまで行うものとする。

### 第4 その他

- 1 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は京都府に帰属するものとする。

- 2 成果物は、京都府が自由に二次使用(ホームページへの掲載等)できるものとする。
- 3 委託業務の履行に対し、他の者が著作権を有する者を使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- 4 本業務仕様書に定めのない事項については、京都府と協議するものとする。